

簿記検定試験お申込みの皆様へのお願い
(以下について同意の上、お申込みください)

洲本商工会議所

第 156 回簿記検定試験（2020 年 11 月 15 日施行）にお申込みの皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下につきましてご同意のうえでお申込みいただきますようお願いいたします。

（お申込みいただいた方は、以下の内容に同意したものとさせていただきます。）

【居住地について】

・受験者について、原則、淡路島在住、または在勤の方に限定をさせていただきます。

受験者の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご協力をお願いいたします。

【受験者数の制限について】

・受験者数に上限（1 級 10 名、2 級 40 名、3 級 40 名）を設けさせていただきます。各級上限に達し次第、受付を終了とさせていただきますので、ご了承ください。

【試験会場にお越しの際のお願い】

・試験会場及び周辺地域においては必ずマスクを自身で準備し着用する。

（但し、本人確認の際は試験委員の指示にご協力ください）。

・試験会場への入退出時には備え付けの消毒液による手指消毒を行う。

・飛沫拡散防止のため試験教室内で私語をしない。

・試験開始前後、休憩時間や昼食時等において他者との接触、会話を極力控え、密集を避ける。

・試験会場や教室は適宜、換気を行うので室温の変化に対応できる服装にする。

【試験当日、下記に該当する方は受験をお控えください】（感染を広げる恐れがあります）

① 下記に該当する場合は、受験をお断りする場合があります。ご了承ください。

・発熱（37.5 度以上）、咳、咽頭痛、味やにおいがしない等の症状がある場合

→必ず自宅を出る前にご自身でご確認（検温）をお願いします

・過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への訪問履歴がある場合、また、そのような者との濃厚接触がある場合

・過去 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合

・過去 2 週間以内に同居している者に感染が疑われた場合、もしくは同居している者が上記の各項目に当てはまる場合

但し、上記のような理由で受験をお控えいただいた場合でも、受験料の返金や受験日の振替は致しかねますのでご了承ください。

②受験者のなかで感染者が判明した場合は、個人情報について必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があります。

【試験中止の場合】

・検定試験が中止となった場合は、お支払いいただいた受験料のみ返金致します。

・返金方法等はメールにてご案内いたします。

【その他】

- ・試験開催の際、出来る限りの感染症対策を講じますが100%の安全をお約束することはできません。受験者の皆様には「自己責任」により受験をお願い致します。万一、新型コロナウイルス感染症を発症された場合も当商工会議所は責任を負いかねますので、ご承知おき下さい。
- ・試験終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、当商工会議所へ速やかにその事実並びに濃厚接触者の有無等について報告をお願いします。
- ・上記以外のお願いを受験票や試験当日会場でご案内する場合がございますので遵守してください。

以上